

CL1

財経第308号
平成21年9月3日

財団
法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

損
法人 生命保険協会
経 理 部 会
部会長 梅 原 真

「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年7月10日に公表されました、標記論点整理に関しまして、別紙のとおり、当会としての意見を申し上げます。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見について

【論点 4】 のれんの会計処理

【論点 4-1】 のれんの償却

のれんの償却に関して、その効果が及ぶ期間にわたって償却するのではなく、「のれんを取得日時点で認識し、減損損失を控除した金額で測定する」という国際会計基準の考え方を適用することとなる場合には、のれんの価値測定につき恣意性が働き、財務諸表の比較可能性を損ないかねない大きな要因になることが懸念される。

従って、当該変更がなされる場合には、のれんの価値測定の方法につき比較可能性を担保し得る一定の指針となる規程の整備につき十分な検討が必要と思われる。

以上